(仮称) 市川市自転車安全利用条例制定の方向性について

1. 条例制定の主旨

自転車を安全に利用するための意識の向上を図り、市・自転車利用者・関係団体の 責務を明確化し、3 者が連携することにより、自転車の秩序ある利用の推進、自転車 に関する事故の防止、健康で安全かつ快適に利用できる環境を形成することを目的と する自転車安全利用条例の制定を検討する。

2. 条例の主な内容(案)

- (1) 市、自転車利用者、自転車販売者の責務を明確にして協力を求める
 - ①市の責務

安全利用に関する意識啓発・活動支援・事業推進、点検の促進、保険加入推奨

- ②自転車利用者の責務
 - 道路交通法の遵守、マナー運転の励行、保険加入、自転車の点検整備
- ③自転車販売者の責務
 - 安全利用・定期点検の啓発、保険加入の啓発
- (2) 道路交通法及び法的な規定がないものの守るべき走行ルール (マナー) 等を明記する
 - ①道路交通法の規定うち、国が平成19年に定めた「自転車安全利用5則」を重点 事項とする
 - 1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2) 車道は左側を通行
 - 3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4) 交通ルールを守る
 - ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ○夜間はライトを点灯
 - ○交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5)子どもはヘルメットを着用
 - ②道路交通法に規定のないルール (マナー) は以下の項目
 - 1) イヤホン、ヘッドホンを使用した運転の禁止
 - 2) 歩行者の多い歩道での押し歩き促進
 - 3) 自転車点檢整備、保険加入促進
- (3) 街頭で注意、指導する指導員制度の創設
- (4) 自転車安全教室を位置づけ、学校長の協力を求める
- (5) 自転車道交通網の形成
- ※罰則規定は、時期・過料を含めて検討する